

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年5月21日
【計算期間】	第22期中(自 2020年8月25日 至 2021年2月24日)
【ファンド名】	さわかみファンド
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	熊谷 幹樹
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5226-7791
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		324,727,902,936	94.13
	日本	319,544,152,600	92.63
	アメリカ	3,932,773,576	1.14
	フランス	663,303,960	0.19
	デンマーク	348,581,200	0.10
	イタリア	239,091,600	0.07
預金、その他の資産(負債控除後)	-	20,239,249,201	5.87
合計(純資産総額)		344,967,152,137	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国/地域別の内訳です。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年3月末日および同日前1年以内における各月末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
2020年3月末日	254,682,399,184	2.1515
2020年4月末日	265,549,072,220	2.2467
2020年5月末日	284,135,557,256	2.4020
2020年6月末日	280,841,682,638	2.3840
2020年7月末日	269,566,550,419	2.2900
2020年8月末日	290,850,776,795	2.4764
2020年9月末日	298,110,500,312	2.5388
2020年10月末日	294,211,979,294	2.5110
2020年11月末日	324,913,504,873	2.8254
2020年12月末日	330,709,667,429	2.8950
2021年1月末日	330,501,319,876	2.9287
2021年2月末日	326,342,489,463	2.9267
2021年3月末日	344,967,152,137	3.1045

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	0
第22中間計算期間(2020年8月25日から2021年2月24日まで)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	8.61
第22中間計算期間(2020年8月25日から2021年2月24日まで)	22.02

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

2【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第21計算期間 (2019年8月24日から2020年8月24日まで)	6,683,161,132	10,842,094,942
第22中間計算期間 (2020年8月25日から2021年2月24日まで)	2,722,932,162	8,692,021,299

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期中間計算期間（2020年8月25日から2021年2月24日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

さわかみファンド
(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	644,610,775	252,477,933
金銭信託	536,294	451,160
コール・ローン	23,240,000,000	18,653,000,000
株式	264,725,850,476	315,622,511,351
未収入金	6,914,467	39,649,781
未収配当金	520,693,286	498,360,864
流動資産合計	289,138,605,298	335,066,451,089
資産合計	289,138,605,298	335,066,451,089
負債の部		
流動負債		
未払金	1,989,472	-
未払解約金	212,485,804	382,254,236
未払受託者報酬	77,533,664	92,847,933
未払委託者報酬	697,803,202	835,631,566
流動負債合計	989,812,142	1,310,733,735
負債合計	989,812,142	1,310,733,735
純資産の部		
元本等		
元本	*1 117,631,380,202	*1 111,662,291,065
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	170,517,412,954	222,093,426,289
(分配準備積立金)	112,047,710,861	103,883,752,632
元本等合計	288,148,793,156	333,755,717,354
純資産合計	*3 288,148,793,156	*3 333,755,717,354
負債純資産合計	289,138,605,298	335,066,451,089

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第21期中間計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年2月23日)	第22期中間計算期間 (自 2020年8月25日 至 2021年2月24日)
営業収益		
受取配当金	2,982,066,455	2,214,009,981
受取利息	7,519,003	33,676
有価証券売買等損益	28,340,336,036	62,218,020,898
為替差損益	93,732,165	31,216,315
その他収益	879,202	230,893
営業収益合計	31,424,532,861	64,463,511,763
営業費用		
支払利息	11,047,750	10,949,506
受託者報酬	167,317,817	176,434,569
委託者報酬	1,505,860,663	1,587,911,452
営業費用合計	1,684,226,230	1,775,295,527
営業利益又は営業損失()	29,740,306,631	62,688,216,236
経常利益又は経常損失()	29,740,306,631	62,688,216,236
中間純利益又は中間純損失()	29,740,306,631	62,688,216,236
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,678,624,626	3,306,523,236
期首剰余金又は期首欠損金()	152,908,471,414	170,517,412,954
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,048,345,296	4,819,862,787
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,048,345,296	4,819,862,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,173,525,914	12,625,542,452
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,173,525,914	12,625,542,452
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	177,844,972,801	222,093,426,289

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第22期中間計算期間 (自 2020年8月25日 至 2021年2月24日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	
(1) 受取配当金の計上基準	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。
(2) 有価証券売買等損益の計上基準	約定日基準で計上しております。
(3) 為替差損益の計上基準	約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条および第61条に従って処理しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 117,631,380,202口	*1. 中間計算期間末日における受益権の総数 111,662,291,065口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の額 1口当たり純資産額 2.4496円 (10,000口当たり純資産額 24,496円)	*3. 中間計算期間末日における1単位当たり純資産の額 1口当たり純資産額 2.9890円 (10,000口当たり純資産額 29,890円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期中間計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年2月23日)	第22期中間計算期間 (自 2020年8月25日 至 2021年2月24日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(重要な後発事象に関する注記)

第22期中間計算期間 (自 2020年8月25日 至 2021年2月24日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
期首元本額 121,790,314,012円	期首元本額 117,631,380,202円
期中追加設定元本額 6,683,161,132円	期中追加設定元本額 2,722,932,162円
期中一部解約元本額 10,842,094,942円	期中一部解約元本額 8,692,021,299円

2. 有価証券関係

第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
該当事項はありません。	同左

3. デリバティブ取引関係

第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)	第22期中間計算期間末 (2021年2月24日現在)
該当事項はありません。	同左

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

(2021年3月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2021年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は344,967,152,137円です。

（3）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。
- 3 . 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 4 . 委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,344,478	2,394,651
直販顧客分別金信託	349,000	501,000
未収委託者報酬	281,673	255,149
前払費用	7,194	7,576
その他	8,918	6,114
流動資産合計	2,991,264	3,164,491
固定資産		
有形固定資産 1		
建物 (純額)	47,688	41,191
器具備品 (純額)	10,206	9,609
リース資産(純額)	4,420	340
有形固定資産合計	62,314	51,141
無形固定資産		
ソフトウェア	8,816	24,721
無形固定資産合計	8,816	24,721
投資その他の資産		
投資有価証券	966,687	862,426
関係会社株式	-	36,589
長期差入保証金	61,805	61,805
その他	17,674	13,069
投資その他の資産 合計	1,046,166	973,890
固定資産合計	1,117,297	1,049,753
資産合計	4,108,561	4,214,245

(単位:千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	4,406	374
預り金 2	167,716	329,563
未払金	65,818	58,507
未払法人税等	221,399	195,764
未払消費税等	23,482	38,877
賞与引当金	17,000	18,000
マイナンバー関連引当金	61,018	60,325
流動負債合計	560,842	701,412
固定負債		
リース債務	367	-
繰延税金負債	86,861	54,651
資産除去債務	37,209	37,260
固定負債合計	124,438	91,911
負債合計	685,280	793,324
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,723,347	2,793,323
利益剰余金合計	2,803,347	2,873,323
株主資本合計	3,123,347	3,193,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	299,933	227,596
評価・換算差額等合計	299,933	227,596
純資産合計	3,423,280	3,420,920
負債・純資産合計	4,108,561	4,214,245

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第24期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,769,583	2,641,542
その他売上	9,432	11,253
営業収益合計	2,779,016	2,652,796
営業費用		
支払手数料	5,209	4,740
広告宣伝費	109,079	80,516
調査費	14,420	12,685
委託計算費	30,968	30,589
営業雑経費	423,771	426,698
通信費	113,342	116,544
印刷費	37,814	41,562
システム使用料	193,504	191,529
外注費	40,758	49,621
その他	38,352	27,439
営業費用合計	583,450	555,230
一般管理費		
給与	397,581	427,572
役員報酬	69,920	77,274
給与手当	294,629	302,777
賞与	33,032	47,520
法定福利費	55,361	59,978
賞与引当金繰入額	17,000	18,000
業務委託費	28,826	20,370
交際費	1,614	3,456
旅費交通費	26,074	28,539
租税公課	25,963	24,820
不動産賃借料	66,083	65,079
固定資産減価償却費	24,026	22,643
その他	74,178	81,536
一般管理費合計	716,710	751,998
営業利益	1,478,855	1,345,566

(単位:千円)

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	23	24
雑収入	119	11
営業外収益合計	143	35
営業外費用		
支払利息	2,202	2,180
雑損失	481	544
営業外費用合計	2,683	2,725
経常利益	1,476,316	1,342,877
税引前当期純利益	1,476,316	1,342,877
法人税、住民税及び事業税	449,431	409,187
法人税等調整額	3,922	285
法人税等合計	453,354	408,901
当期純利益	1,022,961	933,976

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第23期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	2,384,386	2,464,386	2,784,386
当期変動額					
剰余金の配当			684,000	684,000	684,000
当期純利益			1,022,961	1,022,961	1,022,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	338,961	338,961	338,961
当期末残高	320,000	80,000	2,723,347	2,803,347	3,123,347

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	351,522	351,522	3,135,908
当期変動額			
剰余金の配当			684,000
当期純利益			1,022,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51,589	51,589	51,589
当期変動額合計	51,589	51,589	287,372
当期末残高	299,933	299,933	3,423,280

第24期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	2,723,347	2,803,347	3,123,347
当期変動額					
剰余金の配当			864,000	864,000	864,000
当期純利益			933,976	933,976	933,976
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	69,976	69,976	69,976
当期末残高	320,000	80,000	2,793,323	2,873,323	3,193,323

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	299,933	299,933	3,423,280
当期変動額			
剰余金の配当			864,000
当期純利益			933,976
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	72,336	72,336	72,336
当期変動額合計	72,336	72,336	2,359
当期末残高	227,596	227,596	3,420,920

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（2）マイナンバー関連引当金

顧客マイナンバー収集等に備えるため、費用見込みについて合理的に見積ることができるものについて計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

当社は、さわかみファンドを直接販売しており、当該ファンドの販売に係る費用を集計し営業費用の「支払手数料」として開示してきましたが、「支払手数料」に含まれる費用のうち、近年、顧客管理等で使用するシステムの使用料等の金額が大きくなってきたことから、その内容を精査いたしました。その結果、「支払手数料」をより細分することにより、明瞭に費用の内容が表示できると考えられたことから、営業費用の「支払手数料」、「システム使用料」、「外注費」及び「印刷費」、一般管理費の「支払手数料」に区分し、それらに含めて表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、営業費用の「支払手数料」に含めていた費用は、営業費用の「支払手数料」5,209千円、「システム使用料」193,504千円、「外注費」40,758千円、「印刷費」4,227千円及び一般管理費の「支払手数料」11,214千円として組み替えています。なお、一般管理費の「支払手数料」は「その他」へ含めております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	第23期事業年度 （2019年3月31日現在）	第24期事業年度 （2020年3月31日現在）
建物	36,062	42,558
器具備品	28,672	30,901
リース資産	15,980	20,060

2 預り金

（単位：千円）

	第23期事業年度 （2019年3月31日現在）	第24期事業年度 （2020年3月31日現在）
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	3,630	64,681
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	3,834	9,749
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	153,566	251,217

預り金に含まれる投資信託に係る金額のうち、前事業年度までは、「投資信託の買付代金の顧客からの預り金」と「投資信託の解約代金の顧客からの預り金」を合算して、「投資信託の直接販売に伴う顧客からの預り金」として開示しておりましたが、より明瞭に内容が表示できるようこれらを区分して開示することとし、さらにこれらに加え、「投資信託の解約に伴う源泉徴収額」も開示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の預り金の注記も組替えを行っております。

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	第23期事業年度期首 株式数	増加	減少	第23期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2018年3月31日	2018年6月15日
2018年6月15日 定時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2018年3月31日	2018年6月15日

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月19日 臨時株主総会	普通 株式	75,600	70,000	2018年8月31日	2018年9月19日
2018年9月19日 臨時株主総会	甲種類 株式	176,400	70,000	2018年8月31日	2018年9月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	129,600	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年6月14日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	302,400	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日

第24期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	第24期事業年度期首 株式数	増加	減少	第24期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年6月14日 定時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月18日 臨時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2019年8月31日	2019年9月18日
2019年9月18日 臨時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2019年8月31日	2019年9月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	135,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	315,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 顧客送付レポート作成に使用する印刷機等であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。余資は当社が運用指図するさわかみファンドで運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末（ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日）の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するさわかみファンドのみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券であるさわかみファンドについては、経理規程に基づき、十分な余資をもって運用しており、また、当ファンドは短期的な市場動向ではなく長期スタンスの運用を行っているため、市場リスクに関する定量的分析は行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第23期事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,344,478	2,344,478	-
(2) 直販顧客分別金信託	349,000	349,000	-
(3) 未収委託者報酬	281,673	281,673	-
(4) 投資有価証券	966,687	966,687	-
資産計	3,941,839	3,941,839	-
(1) 預り金	167,716	167,716	-
(2) 未払金	65,818	65,818	-
(3) 未払法人税等	221,399	221,399	-
負債計	454,935	454,935	-

第24期事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,394,651	2,394,651	-
(2) 直販顧客分別金信託	501,000	501,000	-
(3) 未収委託者報酬	255,149	255,149	-
(4) 投資有価証券	862,426	862,426	-
資産計	4,013,227	4,013,227	-
(1) 預り金	329,563	329,563	-
(2) 未払金	58,507	58,507	-
(3) 未払法人税等	195,764	195,764	-
負債計	583,835	583,835	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
長期差入保証金 1	61,805	61,805
関係会社株式 2	-	36,589

- 1 長期差入保証金は、実質的な預託期間を算定することが困難なため、時価を把握することが極めて困難であると認められるため時価を開示しておりません。
- 2 関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を開示しておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第23期事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,344,478	-	-	-
直販顧客分別金信託	349,000	-	-	-
未収委託者報酬	281,673	-	-	-
合計	2,975,151	-	-	-

第24期事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,394,651	-	-	-
直販顧客分別金信託	501,000	-	-	-
未収委託者報酬	255,149	-	-	-
合計	3,150,800	-	-	-

(有価証券関係)
その他有価証券
第23期事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	966,687	534,382	432,304
小計	966,687	534,382	432,304
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	966,687	534,382	432,304

第24期事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	862,426	534,382	328,043
小計	862,426	534,382	328,043
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	862,426	534,382	328,043

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	第23期事業年度 (2019年3月31日)	第24期事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,205	5,511
未払事業税	11,294	10,221
マイナンバー関連引当金	18,683	18,471
資産除去債務	11,393	11,409
未払給与	3,789	3,700
一括償却資産	754	518
その他	1,050	1,541
繰延税金資産合計	52,171	51,374
繰延税金負債		
労働保険料確定差額還付	205	-
その他有価証券評価差額金	132,371	100,447
資産除去債務に対応した除去費用	6,456	5,578
繰延税金負債合計	139,033	106,025
繰延税金負債純額	86,861	54,651

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

（１）資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01%又は0.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第24期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	37,158	37,209
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	51	51
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	37,209	37,260

（セグメント情報等）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

第23期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借 役員の兼任	事務所不動産の貸借 事務所不動産の差入保証金の追加	66,083 (注)2(1) 5,979 (注)2(2)	長期差入保証金	61,785

第24期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借 役員の兼任	事務所不動産の貸借	65,079 (注)2(1)	長期差入保証金	61,785
子会社	Sawakami (Thailand) Co., Ltd.	タイバンコク	36,589	投資信託委託業務の準備	所有99.97	設立に際しての出資	設立に際しての出資	36,589 (注)2(3)	-	-

(注) 1 取引金額・期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (2) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (3) Sawakami (Thailand) Co., Ltd.の設立に際し、現金を出資したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社さわかみホールディングス(非上場)

(1株当たり情報)

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	950,911円32銭	950,255円78銭
1株当たり当期純利益	284,155円94銭	259,437円84銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	1,022,961千円	933,976千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	1,022,961千円	933,976千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

(重要な後発事象)

子会社の増資

当社は、2019年4月16日開催の臨時取締役会において、子会社Sawakami (Thailand) Co., Ltd.について、最大4億円の範囲内で投資を行うことを決議し、2020年5月8日に現金にて追加出資を実行しております。

- (1) 会社名 Sawakami (Thailand) Co., Ltd.
- (2) 本店所在地 タイ バンコク
- (3) 増資払込 234,505千円(7,000万バーツ)
- (4) 実施時期 2020年5月8日

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間事業年度
(2020年 9月30日現在)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,155,300
直販顧客分別金信託	784,000
未収委託者報酬	296,182
前払費用	8,104
その他	7,401
流動資産合計	3,250,989
固定資産	
有形固定資産 1	
建物 (純額)	38,387
器具備品 (純額)	10,292
有形固定資産合計	48,679
無形固定資産	
ソフトウェア	21,462
無形固定資産合計	21,462
投資その他の資産	
投資有価証券	1,017,675
関係会社株式	271,094
長期差入保証金	61,805
その他	13,807
投資その他の資産合計	1,364,383
固定資産合計	1,434,526
資産合計	4,685,515

（単位：千円）

第25期中間事業年度
（2020年9月30日現在）

負債の部	
流動負債	
未払金	61,916
未払法人税等	220,517
未払消費税等 3	36,888
預り金 2	606,337
賞与引当金	21,000
マイナンバー関連引当金	60,093
ポイント引当金	1,715
流動負債合計	1,008,469
固定負債	
繰延税金負債	98,100
資産除去債務	37,286
固定負債合計	135,386
負債合計	1,143,856
純資産の部	
株主資本	
資本金	320,000
利益剰余金	
利益準備金	80,000
その他利益剰余金	2,806,350
繰越利益剰余金	2,806,350
利益剰余金合計	2,886,350
株主資本合計	3,206,350
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	335,308
評価・換算差額等合計	335,308
純資産合計	3,541,659
負債・純資産合計	4,685,515

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間事業年度	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,254,584
その他売上	6,428
営業収益合計	1,261,012
営業費用	
支払手数料	2,149
広告宣伝費	10,263
調査費	5,581
委託計算費	14,975
営業雑経費	212,741
通信費	59,202
印刷費	20,317
システム使用料	98,685
外注費	19,918
その他	14,616
営業費用合計	245,711
一般管理費	
給与	195,169
役員報酬	38,909
給与手当	144,515
賞与	11,744
法定福利費	32,105
賞与引当金繰入額	21,000
業務委託費	13,108
交際費	59
旅費交通費	4,277
租税公課	11,987
不動産賃借料	32,539
固定資産減価償却費	8,689
その他	27,158
一般管理費合計	346,097
営業利益	669,203

(単位：千円)

第25期中間事業年度	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日)	
営業外収益	
受取利息	12
その他	3
営業外収益合計	16
営業外費用	
支払利息	1,156
その他	288
営業外費用合計	1,444
経常利益	667,775
税引前中間純利益	667,775
法人税、住民税及び事業税	208,836
法人税等調整額	4,088
法人税等合計	204,748
中間純利益	463,026

(3) 中間株主資本等変動計算書

第25期中間事業年度（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	2,793,323	2,873,323	3,193,323
当中間期変動額					
剰余金の配当			450,000	450,000	450,000
中間純利益			463,026	463,026	463,026
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	13,026	13,026	13,026
当中間期末残高	320,000	80,000	2,806,350	2,886,350	3,206,350

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	227,596	227,596	3,420,920
当中間期変動額			
剰余金の配当			450,000
中間純利益			463,026
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	107,711	107,711	107,711
当中間期変動額合計	107,711	107,711	120,738
当中間期末残高	335,308	335,308	3,541,659

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下の通りです。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当中間事業年度に見合う分を計上しております。

マイナンバー関連引当金

顧客マイナンバー収集等に備えるため、費用見込みについて合理的に見積ることができるものについて計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位：千円)

第25期中間事業年度 (2020年9月30日現在)	
建物	45,363
器具備品	33,188

2 預り金

(単位：千円)

第25期中間事業年度 (2020年9月30日現在)	
投資信託の買付代金の顧客 からの預り金	13,260
投資信託の解約代金の顧客 からの預り金	1,858
投資信託の解約に伴う源泉 徴収額	587,124

3 消費税等の取扱い

当中間事業年度において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

固定資産減価償却費

減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

第25期中間事業年度 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
有形固定資産	5,431
無形固定資産	3,258

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間事業年度（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第25期中間事業年度 期首株式数	増加	減少	第25期中間事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通 株式	135,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	315,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日

（2）基準日が第25期中間事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が第25期中間事業年度後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第25中間事業年度(2020年9月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,155,300	2,155,300	-
(2) 直販顧客分別金信託	784,000	784,000	-
(3) 未収委託者報酬	296,182	296,182	-
(4) 投資有価証券	1,017,675	1,017,675	-
資産計	4,253,158	4,253,158	-
(1) 預り金	606,337	606,337	-
(2) 未払金	61,916	61,916	-
(3) 未払法人税等	220,517	220,517	-
負債計	888,771	888,771	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、中間決算日における基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額
長期差入保証金 1	61,805
関係会社株式 2	271,094

- 1 長期差入保証金は、実質的な預託期間を算定することが困難なため、時価を把握することが極めて困難であると認められるため時価を開示しておりません。
- 2 関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を開示しておりません。

（有価証券関係）
その他有価証券

第25期中間事業年度（2020年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,017,675	534,382	483,292
小計	1,017,675	534,382	483,292
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,017,675	534,382	483,292

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）	
第25期中間事業年度	
（自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日）	
期首残高	37,260
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	25
資産除去債務の履行による減少額	-
中間期末残高	37,286

（セグメント情報等）

『セグメント情報』

第25期中間事業年度（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．報告セグメントの概要

当社事業は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

該当事項はありません。

『関連情報』

第25期中間事業年度（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第25期中間事業年度 (2020年 9月30日)
1株当たり純資産額	983,794円20銭

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりです。

	第25期中間事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
1株当たり中間純利益	128,618円52銭
中間損益計算書上の中間純利益	463,026千円
普通株式及び甲種類株式に係る 中間純利益	463,026千円
普通株主及び甲種類株主に帰属し ない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平 均株式数	3,600株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載
しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 高木 康行
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡 裕子
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年4月16日開催の臨時取締役会において、子会社Sawakami (Thailand) Co., Ltd.について、最大4億円の範囲内で投資を行うことを決議し、2020年5月8日に現金にて追加出資を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、及び監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人 指定社員	公認会計士 北山千里	印
業務執行社員 指定社員	公認会計士 猿渡裕子	印
業務執行社員		

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月25日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人		
指定社員	公認会計士 北山千里	印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士 猿渡裕子	印
業務執行社員		

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「さわかみファンド」の2020年8月25日から2021年2月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「さわかみファンド」の2021年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年8月25日から2021年2月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、

中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。